

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月及び同年 7 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月
② 昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は父が行い、申立期間当時の国民年金保険料も父が納付してくれていた。年金だけはきちんと納めなければ駄目だと口癖のように言っていた父が、申立期間の保険料を納付していないとは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 区に居住していたところ、B 市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、A 区から C 町（現在は、B 市）へ昭和 52 年 3 月 4 日に転入した旨の記載があることから、申立期間①及び②の保険料は、同町において現年度納付が可能である上、それらの申立期間①及び②に挟まれた 51 年 5 月及び同年 6 月の保険料は、実際に同町において現年度納付されていることが上記被保険者名簿から確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、国民年金保険料は父が納付してくれていた。」と述べているところ、両親の申立期間の保険料は納付済みである上、保険料の納付状況は両親及び申立人共におおむね良好であり、申立人の父の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間①及び②を合わせても 10 か月と短期間であり、それぞれの申立期間の前後の期間の保険料が納付済みであることを踏まえると、申立期間①及び②の保険料が納付されたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成15年12月の標準賞与額の記録が厚生年金保険の被保険者期間に反映していないと年金事務所から連絡があった。賞与が支給されたのは確かなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成21年6月10日付けでA社から社会保険事務所(当時)に提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び15年12月10日に支給された賞与支給・控除集計表により、申立人は、56万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして上記賞与支払届の提出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉国民年金 事案 4544 (事案 3190 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 49 年 9 月までの期間、56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間及び 63 年 4 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 49 年 9 月まで
② 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 4 月から同年 11 月まで

申立期間①のうち、昭和 39 年 4 月から 43 年 3 月までについては、妻が夫婦二人の国民年金保険料を A 区役所の窓口で納め、同年 4 月から 49 年 9 月までについては、同じく二人の保険料を B 市役所の集金人に納めていた。また、申立期間②については、納付が遅れた期間であり、B 市から C 市への転居から約 1 年後に手続きを行い、妻が C 市役所国民年金担当課窓口で夫婦二人分 30 万円を一括納付したが、前回の申立てでは、申立期間①及び②について記録の訂正が認められなかった。

申立期間③については、前回は申し立てていないが、納付が遅れた期間であり、時期は不明だが、妻が夫婦二人分 20 万円を C 市役所の窓口で一括納付した。

申立期間①、②及び③が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までのうち、前回申立てがなされた期間（申立期間①及び②）については、i) B 市の保管する国民年金被保険者名簿から、申立人の国民年金加入手続は、昭和 51 年 4 月 23 日に同市において新規に行われたことが記録されており、この時点では、申立期間①のうち 48 年 12 月以前の期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である上、同市の保険料納付記録には未納とされており、オンライン記録と一致していること、ii) 申立期間②については、C 市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿には未納とされておりオンライン記録と一致している上、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻も未納とされているこ

と、iii) 申立人は保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、保険料の納付金額、納付方法等の記憶が不鮮明なため、申立期間の納付状況は不明であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 23 年 1 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、再申立てを行っているところ、申立期間②については、妻が B 市から C 市への転居から約 1 年後に手続を行い、C 市役所国民年金担当課窓口で夫婦二人分 30 万円を一括納付したと当初の主張を変えているが、申立期間②の保険料は 5 万 4,000 円（4,500 円×12 か月）であり、二人分で 10 万 8,000 円となり、申立人が納付したとする 30 万円と大きく相違する上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人は、新たに申立期間③を加え、妻が夫婦二人の保険料を後から一括納付したとして申立てを行っているところ、申立期間③の保険料は 6 万 1,600 円（7,700 円×8 か月）であり、二人分で 12 万 3,200 円となり、申立人が納付したとする 20 万円と大きく相違する。

さらに、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻も申立期間③は未納とされている上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 5 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 54 年 4 月 5 日から 55 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 4 月に A 社から同社の子会社として設立された B 社（現在は、C 社）に所長として転籍した。申立期間当時、B 社の従業員に係る社会保険の事務は、A 社の総務課が行っていたところ、担当者の手続ミスにより、B 社における厚生年金保険の資格取得日が同年 12 月 1 日になった。当時から、このことは承知していたが、勤務実態に合わせて、資格取得日を同年 4 月 5 日に訂正してほしい。

また、私は、昭和 53 年 6 月のリストラにより D 社を退職した後、関連会社である A 社に再雇用された。当時、給与が 32 万円から 28 万円になったことを覚えているが、その後、同社の役員の尽力により D 社と同額の 32 万円に昇給した。昇給後すぐには給与に反映されず、昭和 53 年度の給与差額は賞与で補てんされ、B 社に転籍した 54 年 4 月 5 日からは、32 万円が支払われていた。申立期間②の B 社における標準報酬月額について、未加入期間とされていた申立期間①を 32 万円、28 万円と記録されていた同年 12 月 1 日から 55 年 10 月 1 日までは 32 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B 社の労働者名簿及び雇用保険の加入記録から、申立期間①当時、申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できるが、i) オンライン記録によると、当該事業所は 54 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所になる前の期間であること

が確認できること、ii) 申立人及び元同僚は、「当該事業所は、申立期間①当時の従業員は二人だった。」と供述しており、申立期間①当時、厚生年金保険の強制適用事業所となる要件である5名以上の従業員を使用する法人に該当しないこと、iii) 当該事業所の新規適用時において資格取得した被保険者は、申立人のほか一人のみで、この元同僚は既に死亡しており、申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、iv) 当該事業所の設立時の事情を知る親会社の元事業主は、既に死亡しており、ほかの元役員からは具体的な供述が得られず、同社が厚生年金保険の適用事業所になった具体的経緯等の供述を得ることができないこと、v) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、記録訂正及び保険給付が行われるのは、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる必要があること、vi) 文書による意見陳述において、申立人は、「親会社の事務担当者の社会保険手続に係る知識の欠除による誤処理」を主張するが、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間①における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて事業所が行う資格取得の届出遅延又は届出漏れに係る違法性の有無を判断するものではないこと、vii) 口頭意見陳述において、新たな資料の提出は無く、申立人の給与から保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成24年6月13日付け及び25年2月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「昭和54年4月にA社からB社に転籍した。申立期間①当時、当該事業所の従業員の社会保険事務は、A社の総務課が行っていたところ、担当者の手続ミスにより、厚生年金保険の資格取得日が同年12月1日になった。勤務実態に合わせて、資格取得日を同年4月5日に訂正してほしい。」と主張している。

しかし、申立人は、「申立期間①の保険料は給与から控除されていなかった。」と供述している上、申立人の申立期間①に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の違いについて申し立てて

いるが、i) C社は、「申立期間②当時の標準報酬月額の算定に係る資料は保持していない。」と回答していること、ii) 申立期間②当時、B社の従業員の社会保険事務を担当していたA社の総務課員及びB社の元同僚はいずれも、「申立人の申立期間②に係る給与額は覚えていない。」と供述していること、iii) A社から提出された労働者名簿には、申立期間②において、「54. 7. 1 基本給 280,000 円」、「55. 7. 1 基本給 360,000 円」との記載があり、申立期間②のオンライン記録と符合する上、その後のB社の標準報酬月額についても、おおむね上記労働者名簿の基本給と一致すること、iv) A社の元役員から供述を得ることはできないこと、v) 文書による意見陳述においても、申立人の主張を裏付ける新たな事情は認められず、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと、vi) 口頭意見陳述において、新たな資料の提出は無く、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会の決定に基づき、平成23年10月12日付け、24年6月13日付け及び25年2月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「D社を昭和53年6月のリストラにより退職した後、A社に再雇用され、給与は32万円から28万円になったことを覚えているが、同社の役員の尽力により32万円に昇給した。昇給後すぐには給与に反映されず、昭和53年度の給与差額は賞与で補てんされ、B社に転籍した54年4月から32万円が支払われていた。」と主張している。

しかし、申立期間②のうち昭和54年4月5日から同年12月1日までの標準報酬月額について、前述の申立期間①のとおり申立人は、「申立期間①の保険料は給与から控除されていなかった。」と供述している上、申立人の申立期間①に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立期間②のうち昭和54年12月1日から55年10月1日までの標準報酬月額は、これまでの審議において労働者名簿とオンライン記録が符合していることが確認されている上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。